

積水化学工業株式会社及び三菱樹脂株式会社に対する審判開始について
(塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル事件)

平成21年5月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、当委員会が平成21年2月18日付けで行った、塩化ビニル管及び同継手^(注)の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について、積水化学工業株式会社及び三菱樹脂株式会社から排除措置命令(平成21年(措)第1号)及び課徴金納付命令(平成21年(納)第1号又は同第2号)に係る審判請求がそれぞれ行われたため、平成21年5月13日、独占禁止法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始することとし、その旨を2社に通知した。

(本件排除措置命令及び課徴金納付命令の概要については、当委員会ホームページの平成21年2月18日付け「報道発表資料」参照。)

(注)塩化ビニル樹脂等を原料とする硬質ポリ塩化ビニル管及び硬質ポリ塩化ビニル管継手(電線共同溝等に設置される電線又は通信ケーブルを保護するために用いられるものを除く。)をいう。

1 審判請求をした者(被審人)の概要

審判事件番号 審判請求をした者(被審人)	本店所在地	代表者
平成21年(判)第6号及び 第8号 積水化学工業株式会社	大阪市北区西天満二丁目4番4号	根岸 修史
平成21年(判)第7号及び 第9号 三菱樹脂株式会社	東京都中央区日本橋本石町一丁目 2番2号	吉田 宏

2 第1回審判期日及び場所

(1) 期日

平成21年6月29日(月)午前11時00分

(2) 場所

公正取引委員会審判廷

(東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎第6号館B棟19階)

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp